

学校法人横浜雙葉学園寄附行為

第1章 総則

第1条 (名称)

この法人は、学校法人横浜雙葉学園と称する。

第2条 (事務所の所在地)

この法人は、事務所を横浜市中区山手町 88 番地に置く。

第2章 目的及び設置する学校

第3条 (目的)

この法人はカトリック精神に基き教育基本法及び学校教育法、私立学校法に従い、私立学校を設置することを目的とする。

第4条 (設置する学校)

この法人が前条に規定する目的を達成する為に設置する学校は、次に掲げるものとする。

- 一 横浜雙葉高等学校 全日制課程 普通科
- 二 横浜雙葉中学校
- 三 横浜雙葉小学校

第4条の2 (学園長)

- 1 本学園に学園長の職を置くことがある。
- 2 学園長は、第4条各号の学校が、第3条に掲げた創立の精神に沿って一貫した教育を行うよう各学校長を指導し、本学園の教学面における責を負うものとする。
- 3 学園長は、理事会において必要と認めるときその4分の3以上の議決をもって選任されるものとし、解任するときも同様とする。

第5条 (収益事業)

この法人が収益事業を開始するとき、又は廃止するときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得なければならない。

第3章 役員及び理事会

第6条 (役員)

- 1 この法人に次の役員を置く。
 - 一 理事 8人以上10人以内
 - 二 監事 2人
- 2 理事のうち1人を理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任する。理事長の職を解任するときも、同様とする。但し、理事長選任対象者は、現にカトリック信者である者、又は、現にカトリック信者ではないが、この法人の設立母体である宗教法人カトリック幼きイエス会の代表及び宗教法人カトリック横浜司教区の教区長が推薦した者に限る。
- 3 理事（理事長を除く。）のうち1人を副理事長とすることがある。副理事長は理事総数の過半数の議決により選任し、その職を解任するときも同様とする。
- 4 理事総数の過半数の議決により、理事を常任理事とすることができるものとし、その職を解任するときも同様とする。なお、副理事長、学園長、小学校校長及び高等学校校長については、決議を要せずに、常任理事とする。
- 5 常任理事とは、特定の業務を継続的かつ一貫して遂行する理事をいう。

第7条 (理事の選任)

- 1 理事は、次の各号に掲げる者とする。
 - 一 宗教法人カトリック幼きイエス会の主管者又は主管者代理
 - 二 評議員のうちから評議員会において選任した者
 - 三 小学校校長及び高等学校校長
 - 四 前第一号、第二号、及び第三号の規定により選任された理事の過半数以上をもって選任された者
 - 五 学園長（但し、小学校校長、高等学校校長を兼務する場合を除く。）
- 2 前項第一号、第二号、第三号及び第五号の理事は、宗教法人カトリック幼きイエス会の主管者若しくは主管者代理、評議員、校長又は学園長の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

第8条 (監事の選任)

- 1 監事は、この法人の理事、職員（校長、教員その他の職員を含む。以下同じ。）、評議員又は役員配偶者若しくは三親等以内の親族以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。
- 2 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止す

ることができる者を選任するものとする。

第9条 (役員親族関係者等の制限)

- 1 役員のうちには、各役員について、その親族その他特殊の関係にある者が1人を超えて含まれてはならない。
- 2 監事は、相互に親族その他特殊の関係のある者であってはならない。
- 3 役員には、それぞれ選任の際、現にこの法人の役員又は職員でない者が含まれるようにしなければならない。

第10条 (役員任期)

- 1 役員(第7条第1項第一号及び第三号に掲げる理事を除く。以下この条において同じ。)の任期は、4年とする。但し、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とすることができる。
- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 役員は、任期満了の後でも後任の役員が選任されるまでは、なお、その職務(理事長又は常任理事にあつては、その職務を含む。)を行う。

第11条 (役員補充)

理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超える者が欠けたときは、一月以内に補充しなければならない。

第12条 (役員解任及び退任)

- 1 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事総数の4分の3以上出席した理事会において、理事総数の4分の3以上の議決及び評議員会の議決により、これを解任することができる。
 - 一 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき
 - 二 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき
 - 三 職務上の義務に著しく違反したとき
 - 四 役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき
- 2 役員は次の事由によって退任する。
 - 一 任期の満了
 - 二 辞任
 - 三 死亡
 - 四 私立学校法第38条第8項第1号又は第2号に掲げる事由に該当するに至ったとき

第13条（理事長の職務）

理事長はこの法人を代表し、その業務を総理する。

第13条の2（常任理事の職務）

常任理事は、理事長を補佐し、この法人の業務を分掌する。

第14条（理事の代表権の制限）

理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

第15条（理事長職務の代理等）

理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、予め理事会において定めた順位に従い、理事がその職務を代理し、又はその職務を行う。

第16条（監事の職務）

- 1 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。
 - 一 この法人の業務を監査すること
 - 二 この法人の財産の状況を監査すること
 - 三 この法人の理事の業務執行の状況を監査すること
 - 四 この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後二月以内に理事会及び評議員会に提出すること
 - 五 第一号から第三号までの規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを神奈川県知事に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること
 - 六 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること
 - 七 この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べること
- 2 前項第6号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。
- 3 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反

する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

第17条（理事会）

- 1 この法人に理事をもって組織する理事会を置く。
- 2 理事会は学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。
- 3 理事会は、理事長が招集する。
- 4 理事長は、理事総数の2分の1以上の理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から2週間以内に、これを招集しなければならない。
- 5 理事会を招集するには、各理事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を書面により通知しなければならない。
- 6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。但し、緊急を要する場合はこの限りでない。
- 7 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。
- 8 理事長が第4項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。
- 9 前条第2項及び前項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。
- 10 理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の3分の2以上の理事が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。但し、第13項の規定による除斥のため3分の2に達しないときは、この限りではない。
- 11 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面をもって、予め意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 12 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 13 理事会の議事について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

第18条（業務の決定の委任）

法令及びこの寄附行為の規定により評議員会に付議しなければならない事項その他この法人の業務に関する重要事項以外の決定であって、予め理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。

第19条（議事録）

- 1 議長は、理事会に関し次の各号に定める事項について、議事録を作成しなければならない。
 - 一 会議の日時及び場所
 - 二 開会及び閉会に関する事項
 - 三 理事現在数
 - 四 出席欠席理事の氏名
 - 五 理事及び傍聴人を除き、議事に参与した者の職氏名
 - 六 議案の件名
 - 七 議事の経過要領
 - 八 議決事項
 - 九 その他議長が必要と認めた事項
- 2 議事録には、議長及び出席理事のうちから互選された理事2名以上が署名押印しなければならない。
- 3 議事録署名人は、議決事項に反対であることを理由に署名捺印を拒むことはできない。
- 4 会議当日に議事録が作成できなかった場合は、持ち回りの方法により、議事録署名人の署名捺印を求めることができる。
- 5 出席理事から議事録の正確性について異議のあった場合は、その申し出に基いて、次の会議に諮って、議長がこれを確認しなければならない。
- 6 議事録は常に事務所に備えて置かなければならない。
- 7 利益相反取引に関する承認の決議については、理事それぞれの意思を議事録に記載しなければならない。

第4章 評議員会及び評議員

第20条（評議員）

- 1 この法人に、評議員会を置く。
- 2 評議員会は、17人以上26人以内の評議員をもって組織する。
- 3 評議員会は、理事長が招集する。
- 4 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。
- 5 評議員会を招集するには、各評議員に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を、書面により通知しなければならない。

- 6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。但し、緊急を要する場合は、この限りでない。
- 7 評議員会に議長を置き、議長は会議のつど評議員の互選で決定する。
- 8 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その会議を開き、議決をすることができない。但し、第12項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。
- 9 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面をもって、予め意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 10 評議員会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 11 議長は評議員として議決に加わることができない。
- 12 評議員会の議事について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

第21条（議事録）

第19条第1項から第6項までの規定は、評議員会の議事録について準用する。

第22条（諮問事項）

次の各号に掲げる事項については、理事長において、予め評議員会の意見を聞かなければならない。

- 一 予算及び事業計画
- 二 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分並びに不動産の買受に関する事項
- 三 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準
- 四 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- 五 寄附行為の変更
- 六 合併・分離
- 七 収益を目的とする事業に関する重要事項
- 八 目的たる事業の成功の不能による解散
- 九 寄附行為の施行細則に関する事項
- 十 寄附金の募集に関する事項
- 十一 その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

第23条（評議員会の意見具申等）

評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

第24条（評議員の選任）

- 1 評議員は次の各号に掲げる者とする。
 - 一 この法人の職員（この法人の設置する私立学校の教員及びその他職員を含む。）のうちから選任される者 3 人以上 6 人以内
 - 二 この法人の設置する学校を卒業した者で年齢 25 年以上の者のうちから選任される者 1 人以上 3 人以内
 - 三 理事のうちから理事の互選によって定められた者 3 人以上 6 人以内
 - 四 宗教法人カトリック幼きイエス会の会員のうちから 1 人以上 2 人以内
 - 五 この法人に関係のある学識経験者 1 人以上 9 人以内
- 2 前項第一号、第二号及び第四号、第五号に規定する評議員は、理事会において選任する。
- 3 第 1 項第一号に規定する評議員がこの法人の職員の地位を退いたとき若しくはその所属に変更のあったとき、又は第 1 項第三号に規定する評議員が理事の職から退いたとき、それぞれ評議員の職を失うものとする。

第25条（評議員の親族関係者等の制限）

第 9 条第 1 項の規定は、評議員について準用する。

第26条（任期）

- 1 評議員の任期は、4 年とする。但し、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。
- 2 評議員は、再任されることができる。
- 3 評議員は、その任期満了の後でも後任者が選任されるまではなお職務を行う。

第27条（評議員の解任及び退任）

- 1 評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、評議員総数の 3 分の 2 以上の議決により、これを解任することができる。
 - 一 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき
 - 二 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき
- 2 評議員は次の事由によって退任する。

- 一 任期の満了
- 二 辞任
- 三 死亡

第5章 資産及び会計

第28条（資産）

この法人の資産は、財産目録記載の通りとする。

第29条（資産の区分）

- 1 この法人の資産は、これを分けて基本財産、及び運用財産とする。
- 2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。
- 3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。
- 4 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産又は運用財産に編入する。

第30条（基本財産の処分の制限）

- 1 基本財産は、これを処分してはならない。但し、この法人の事業の遂行上止むを得ない理由があるときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、その一部に限り処分することができる。
- 2 運用財産中の不動産の処分及び購入並びに積立金の処分については、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得なければならない。

第31条（積立金の保管）

基本財産及び運用財産中の積立金は、確実な有価証券を購入し、又は確実な信託銀行に信託し、又は確実な銀行に定期預金とし、若しくは定額郵便貯金として理事長が保管する。

第32条（経費の支弁）

この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、検定料収入その他の運用財産をもって支弁する。

第33条（会計）

この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

第34条（予算及び事業計画）

この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも同様とする。

第35条（予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄）

予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決がなければならない。借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）についても同様とする。

第36条（決算及び実績の報告）

- 1 この法人の決算は、毎会計年度終了後二月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。
- 2 理事長は、毎会計年度終了後二月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

第37条（財産目録等の備付及び閲覧）

- 1 この法人は、毎会計年度終了後、二月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書及び役員等名簿（理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。）を作成しなければならない。
- 2 この法人は前項の書類、監査報告書、役員に対する報酬等の支給の基準及び寄附行為を各事務所に備えて置き、請求があった場合（役員等名簿及び寄附行為を除く書類にあっては、第4条に定める学校に在学する者その他の利害関係人から請求があった場合に限る。）には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員名簿等について同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る部分を除外して、同項の閲覧をさせることができる。

第38条（役員報酬）

役員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第39条（資産総額の変更登記）

この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後二月以内に登記しなければならない。

第40条（会計年度）

この法人の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

第6章 解散及び合併

第41条（解散）

- 1 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。
 - 一 理事会における理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会の議決
 - 二 この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で、理事会における出席した理事の3分の2以上の議決
 - 三 合併
 - 四 破産
 - 五 神奈川県知事の解散命令
- 2 前項第一号に掲げる事由による解散にあつては神奈川県知事の認可を、同項第二号に掲げる事由による解散にあつては神奈川県知事の認定を受けなければならない。

第42条（残余財産の帰属者）

この法人が解散した場合（合併又は破産によって解散した場合を除く。）における残余財産は、解散のときにおける理事会において、出席した理事の3分の2以上の議決により選定した学校法人又は教育の事業を行う公益法人に帰属する。

第43条（合併）

この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、所轄庁の認可を受けなければならない。

第7章 寄附行為の変更

第44条（寄附行為の変更）

- 1 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、神奈川県知事の認可を受けなければならない。
- 2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、神奈川県知事に届出なければならない。

第8章 雑 則

第45条（書類及び帳簿の備付）

この法人は、第37条第2項の書類のほか、次の各号に掲げる書類及び帳簿を、常に事務所に備えておかななければならない。

- 一 役員及び評議員の履歴書
- 二 収入及び支出に関する帳簿及び証憑書類
- 三 その他必要な書類及び帳簿

第46条（公告の方法）

この法人の公告は、横浜雙葉高等学校及び横浜雙葉小学校掲示場に掲示して行う。

第47条（施行細則）

この寄附行為の施行についての細則その他この法人及びこの法人の設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

附 則

1. この法人設立当初の役員は次の通りとする。

理事長 エリザベット・デーズ
理 事 アンジェラ・フィジェラルド
理 事 ウニフレッド・ライヌ
理 事 荻島みさ
理 事 木下ヒロ
監 事 田中三郎
監 事 高木名苗

2. この寄附行為は、平成 9 年 6 月 2 日から施行する。
3. この寄附行為は、平成 11 年 2 月 2 日から施行する。
4. この寄附行為は、平成 16 年 5 月 27 日から施行する。
5. この寄附行為は、平成 17 年 2 月 16 日から施行する。
6. この寄附行為は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
7. この寄付行為は、平成 18 年 3 月 31 日から施行する。
8. この寄付行為は、平成 19 年 3 月 30 日から施行する。
9. この寄付行為は、平成 19 年 12 月 3 日から施行する。
10. この寄付行為は、神奈川県知事が認可した日（平成 22 年 12 月 20 日）から施行する。
11. この寄付行為は、神奈川県知事が認可した日（平成 23 年 6 月 6 日）から施行する。
12. この寄付行為は、神奈川県知事が認可した日（平成 23 年 7 月 15 日）から施行する。
13. この寄付行為は、神奈川県知事が認可した日（平成 24 年 6 月 7 日）から施行する。
14. この寄付行為は、神奈川県知事が認可した日（平成 28 年 7 月 4 日）から施行する。
15. この寄附行為は、神奈川県知事が認可した日（令和元年 7 月 1 日）から施行する。
16. 令和 2 年 3 月 30 日に神奈川県知事が認可したこの寄附行為は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。